

1. 違反日時 2018年6月11日(月)22時44分頃
2. 違反場所 中央自動車道 下り線八王子本線料金所



3. 違反内容

	車両総重量	軸重	幅	長さ	高さ
①当該車両の実測値	56.30t	17.40t	3.50m	17.90m	4.40m
②車両制限令の一般的制限値	25.00t	10.00t	2.50m	12.00m	4.10m
③超過値【①-②】	31.30t	7.40t	1.00m	5.90m	0.30m

4. 状況写真



違反車両状況 (積載物: 建設機械)

(参考)

●車両制限令違反に対する取り組み

車両制限令違反車両、特に重量違反車両は、国民の財産である道路を著しく劣化させる要因となるだけでなく、速度低下、操作性低下など、重大事故を誘発する可能性のある極めて危険な車両であるため、厳しく取り締まるべき車両です。

中日本高速道路(株)では、専門的に取締をおこなう車限隊を組織し、日々、違反車両に対する指導取締をおこなっています。

なお、取締現場での直接指導以外にも、悪質違反者については、別途、高速道路機構と高速道路6会社連名による文書警告や、弊社開催の車両制限令違反者講習会に悪質違反者(社)の責任者を招請して対面指導をおこなう等、高速道路機構と高速道路6会社が連携して違反撲滅に向けた取り組みをおこなっています。

●車両制限令違反車両の取締方法

車限隊により、違反が疑われる車両を安全な場所に停車させ、車両総重量や車幅などの計測、特殊車両通行許可証の確認を経て、違反の有無を判断し、違反の程度が軽微な場合は指導警告、重大な場合は措置命令(行政処分)を当該違反車両の運転手に命じます。

なお、措置命令の場合は、高速道路からの退出命令(次ICでの流出等)を命じますが、悪質な違反の場合は車両を安全な場所に留め置き、積荷を軽減させる措置を命じる場合もあります。

●即時告発制度

国土交通省は平成26年5月9日付けで「道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針」を策定し、今後、悪質違反者には厳罰化していくことを盛り込んで公表しました。この方針に関係する具体的な施策の一つとして、平成27年1月23日に車両総重量が車両制限令の一般的制限値よりも2倍以上超過している悪質違反者については、違反事実をもって告発をおこなう「即時告発」の実施方針が打ち出され、同年2月23日に施行されました。高速道路機構と高速道路6会社においても、この方針を参考に、悪質違反者への厳罰化を図っています。